

市第 100 号議案

横浜市職員定数条例等の一部改正

横浜市職員定数条例等の一部を改正する条例を次のように定める

。

平成26年11月28日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市職員定数条例等の一部を改正する条例

（横浜市職員定数条例の一部改正）

第 1 条 横浜市職員定数条例（昭和28年 4 月横浜市条例第13号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

(3) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その
他の教育機関の職員 2,788 人

第 2 条第 2 項中「28,410人」を「28,409人」に改める。

（横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第 2 条 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年 2 月横浜市
条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第16条中「教育委員会委員」を「教育委員会の教育長及び委員
」に、「農業委員会委員及び」を「農業委員会委員並びに」に改
める。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の 2 第 1 項の
規定により教育委員会の職務権限に係る事務のうち市長が管理し
、及び執行する事務に関する条例の一部改正）

第 3 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の 2 第 1

項の規定により教育委員会の職務権限に係る事務のうち市長が管理し、及び執行する事務に関する条例（平成20年2月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第24条の2第1項」を「第23条第1項」に改める。

（横浜市教科書取扱審議会条例の一部改正）

第4条 横浜市教科書取扱審議会条例（昭和39年6月横浜市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第6号」を「第21条第6号」に、「行なう」を「行う」に、「付属機関」を「附属機関」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、関係規定の整備を図る等のため、横浜市職員定数条例等の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市職員定数条例（抜粋）

$$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現 行} \end{array} \right)$$

（職員 の 定数）

第2条 職員 の 定数は、次の各号に掲げるとおりとする。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他
教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他
の教育機関の職員 2,788人
の教育機関の職員

教育長	1人
-----	----

指導主事その他の職員	2,788人
------------	--------

計	2,789人
---	--------

（第4号から第11号まで省略）

- 2 前項各号に掲げる職員 の 定数の合計 $\frac{28,409}{28,410}$ 人 のうち地方公務員
 法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項に規定する常時勤
 務を要する職を占める職員 の 定数は、2,054人とする。

（第3項及び第4項省略）

横浜市個人情報 の 保護に関する条例（抜粋）

$$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現 行} \end{array} \right)$$

（市長等の秘密保持義務）

- 第16条 市長、副市長、公営企業管理者、教育委員会の教育長及び
教育委員会委員
委員、選挙管理委員、監査委員、農業委員会委員並びに
農業委員会委員及び 固定資産
 評価審査委員会委員並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第
 138条の4第3項の規定に基づき設置する執行機関の附属機関及
 び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づ

き設置する公営企業管理者の附属機関の構成員は、職務上知り得た個人の秘密に属する事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 24 条の 2 第 1 項の規定により教育委員会の職務権限に係る事務のうち市長が管理し、及び執行する事務に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第 23 条第 1 項
第 24 条の 2 第 1 項 の規定により教育委員会の職務権限に係る事務のうち市長が管理し、及び執行する事務に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項
第 24 条の 2 第 1 項 の規定により教育委員会の職務権限に係る事務のうち市長が管理し、及び執行する事務は、次のとおりとする。

（第 1 号及び第 2 号省略）

横浜市教科書取扱審議会条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（設置）

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 6 号
第 23 条第 6 号 の規定に基づき、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行なう
行う教科書の取扱いについて適正を期するため、教育委員会の附属機関
付属機関として、横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）を置く。